

令和4年第3回定例会

都市建設常任委員会会議概要

委員長 神山昌則

副委員長 山本武朝

1 **開催日時** 令和4年9月12日（月曜日）午前10時34分～午前11時3分

2 **開催場所** 第3・第4委員会室

3 **審査案件**

議案第110号 青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

4 **報告案件**

(1) 「令和5年度青森圏域重点事業に関する要望」について

(2) 事故の報告について

(3) 青森市指定排水設備工事業者の処分について

(4) 新車バスの購入について

○**出席委員**

委員長 神山昌則

委員 工藤健

副委員長 山本武朝

委員 藤原浩平

委員 中田靖人

委員 奥谷進

委員 竹山美虎

委員 里村誠悦

○**欠席委員**

なし

○**説明のため出席した者の職氏名**

企業局長 鈴木裕司

浪岡振興部次長 小笠原 聡

都市整備部長 清水明彦

水道部次長 一戸 隆雄

水道部長 横内 修

交通部次長 西村 務

交通部長 佐々木 淳

都市政策課長 櫻田 文明

都市整備部理事 佐々木 浩文

交通部管理課長 堀川 慎一

都市整備部次長 土岐 政温

関係課長等

○**事務局出席職員氏名**

議事調査課主査 柿崎 良輔

議事調査課主査 木村 結衣

○**神山昌則委員長** ただいまから、都市建設常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案1件について、ただいまから審査いたします。

議案第110号「青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部長。

○**清水明彦都市整備部長** 議案第110号「青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

はじめに、「1 制定理由」ですが、長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

「2 改正の内容」につきましては、1つ目には、長期優良住宅の普及の促進に関する法律において、優良な既存住宅について建築行為を行わなくとも長期優良住宅の認定を受けられる制度が創設されたことに伴い、その認定申請手数料等を新たに追加するものであります。従来は、住宅を新築する場合または既存住宅を増改築する場合に、一定の基準を満たし、適切な維持管理をするものに関して認定対象となっておりました。今回新たに、既存住宅で建築行為がなくても、一定の基準を満たし、適切な維持管理をするものに関し認定できるものであります。

一例としまして、一戸建ての住宅で確認書ありの場合、従来の認定申請手数料では、新築の場合は1万2000円、増改築の場合は1万8000円、今回追加される認定申請手数料では、建築行為なしの場合の金額については、増改築の場合の金額と同額の1万8000円になります。

2つ目には、建築基準法においては、災害対策を目的とした応急仮設建築物の許可について、これまで許可期間が2年までとされておりましたが、さらに1年延長することができる旨の規定が建築基準法の一部改正により追加され、同法に項ずれが生じたため、これを引用する青森市手数料条例の許可申請手数料の項ずれを解消するものであります。

一例としまして、仮設興行場等の許可審査の場合、引用する条項を建築基準法第85条第5項から第6項に改めるものであります。

「3 施行期日」につきましては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係るものは、法の施行期日と同日の令和4年10月1日、建築基準法に関するものは、公布の日からを予定しております。

資料2ページ以降の新旧対照表につきましては、ただいま御説明した内容を分かりやすく対比させたものであります。

以上、議案第110号について御説明申し上げますが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようによろしく申し上げます。

説明につきましては、以上でございます。

○**神山昌則委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。藤原委員。

○**藤原浩平委員** 長期優良住宅の認定というのは、何のために認定してもらおうんでしょうか。

○**神山昌則委員長** 都市整備部長。

○**清水明彦都市整備部長** 認定をなぜ行うかというところではありますが、この長期優良住宅の目的は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律が施行されて 10 年が経過します。これまでの認定状況から、法の見直しが行われておりまして、優良な住宅ストックの形成、住宅の円滑な取引環境の整備を通じて、質の高い既存住宅の流通の促進を図る目的のため、改正が行われております。

先ほど御説明しました新築や増改築という場合、認定を行うというところがあったんですけども、既存の住宅についても、しっかり保全するということを通して、良質な既存住宅を長期優良住宅として認定して、そのようなよい住宅が、しっかり市場に流通するようにというところで、認定する制度が創設されたのが経緯であります。

○**神山昌則委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** 住宅を売買するとか、そういうケースのときに、認定を受けていれば、ある程度、価値として高いものになるというようなことをするための認定ということの理解でよろしいでしょうか。

○**神山昌則委員長** 都市整備部長。

○**清水明彦都市整備部長** 今、御発言いただきましたとおりであります。認定制度を創設することによって質の高い住宅をふやすということが目的であります。

○**神山昌則委員長** 工藤委員。

○**工藤健委員** 災害対策を目的とした応急仮設建築物とは、例えばどのようなものがあるのか教えてください。

○**神山昌則委員長** 都市整備部長。

○**清水明彦都市整備部長** 応急仮設建築物の具体的な事例につきましては、PCR の検査場などが具体例として挙げられるものであります。

○**神山昌則委員長** 工藤委員。

○**工藤健委員** 災害時の仮設住宅は、対象にはなりませんか。

○**神山昌則委員長** 都市整備部長。

○**清水明彦都市整備部長** 今、御発言いただきました震災時の仮設住宅なども対象として挙げられております。

〔工藤健委員「はい、分かりました」と呼ぶ〕

○**神山昌則委員長** ほかに発言はありませんか。

○**神山昌則委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神山昌則委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 110 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○**神山昌則委員長** 次に報告事項に入ります。

初めに、「令和 5 年度青森圏域重点事業に関する要望」について報告を求めます。都市整備部長。

○**清水明彦都市整備部長** 令和 5 年度青森圏域重点事業に関する要望について御説明いたします。

今般、県に対する重点事業要望がまとまりましたので、その概要等について御説明いたします。

資料「令和 5 年度青森圏域重点事業に関する要望書」を御覧ください。

表紙の次が最重点要望項目となっております。No. 1「青森駅周辺をはじめとする都市拠点の整備、鉄道の有効活用及び機能充実に向けた取組について」以下、青森圏域全体で 6 項目、このうち、本市の最重点要望項目は No. 1、No. 2 となっております。No. 2「青森県と青森市の共同経営・統合新病院整備について」が新規要望となっております。

こちらにつきましては、10 月に開催する青森圏域重点事業説明会において、市長及び青森圏域の各町村長が県知事へ直接要望することとしております。また、2 枚目は重点要望項目となっております。No. 1「新ビジネスへの挑戦に対する支援・連携について」、以下、青森圏域全体で 25 項目、このうち、本市の重点要望項目は No. 1 から No. 21 までとなっております。重点要望項目の No. 7「子育て支援について」が新規要望となっております。

次に、資料「令和 5 年度青森圏域重点事業要望項目一覧【都市建設常任委員会】」を御覧ください。

都市建設常任委員会に係る項目といたしましては、都市整備部及び浪岡振興部所管の計 8 項目となっております。

それでは、都市整備部及び浪岡振興部所管の 8 項目を御説明いたします。

再度、資料「令和 5 年度青森圏域重点事業に関する要望書」を御覧ください。

はじめに、最重点要望項目について御説明いたします。要望書の 1 ページを御覧ください。

「青森駅周辺をはじめとする都市拠点の整備、鉄道の有効活用及び機能充実に向けた取組について」といたしましては、コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりとして、都市の効率性を図るコンパクトな複数の拠点づくりと、それらの拠点を接続する公共交通ネットワークを有機的に連携させることにより、市内各地域の特色を生かしつつ、持続可能な都市づくりを推進するため、青森操車場跡地周辺整備推進事業及び青森市アリーナプロジェクト推進事業等に係る着実な事業推進への協力並びに青い森鉄道線への新駅設置の早期実現など、5つの事項について要望するものであります。

続きまして、最重点要望項目以外の要望7項目を御説明いたします。要望書の11ページを御覧ください。

「青森港の機能充実にについて」といたしまして、港湾施設の充実とそれを活用した誘客等によるまちの活性化を図るため、物流をはじめとした青森港ビジョンの着実な推進など、7つの事項について要望するものであります。

次に、21ページを御覧ください。

「河川改修等の整備促進について」といたしまして、本市における河川流域一帯の治水・防災対策と河川環境の向上等を図るため、駒込ダム建設事業の促進、天田内川及び貴船川河川改修事業の促進の3つの事項について要望するものであります。

次に、22ページを御覧ください。

「一般国道7号等の整備促進について」といたしまして、本市における道路交通網の機能充実に向けて、一般国道7号青森環状道路の4車線化の整備促進など、4つの事項について要望するものであります。

続きまして、23ページを御覧ください。

「雪総合対策の推進について」といたしまして、依然として冬期間における都市機能の維持や市民生活の安定を図る上で課題が多く、国及び県とのさらなる連携・支援を必要としているため、豪雪地帯における市道の除排雪事業に対する支援の強化及び社会資本整備総合交付金などの財源の確保等、10の事項について要望するものであります。

次に、24ページを御覧ください。

「都市計画道路の整備促進について」といたしまして、都市計画道路3・5・4号堤町通り浜田線など4路線について、交通の円滑化を図るため、県事業としての整備促進及び未着手路線の早期事業着手、また、市事業への社会資本整備総合交付金の配分について要望するものであります。

次に、25ページを御覧ください。

「青森空港有料道路の無料化について」といたしまして、当該道路は、青森空港と青森地区・浪岡地区、さらには津軽圏域を結ぶ重要な路線でありますことから、青森空港有料道路の利用促進に向けたサービス向上策の継続及び無料化の前倒しについて要望するものであります。

最後に、26 ページを御覧ください。

「津軽横断道路の整備促進について」といたしまして、県土全体の社会経済活動の活性化と地域の発展や、緊急・災害時における輸送機能確保等のため、広域交通ネットワーク形成の根幹となる津軽横断道路の整備促進による早期完成を要望するものであります。

御説明は以上でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。藤原委員。

○藤原浩平委員 要望ですが2つあります。

ここには出てきませんが、河川の整備の問題で、現在、野内川の砂利がずっと堆積するような状態で、干潮の時など底が見えてしまう、出てきてしまうという状態にあります。一昨年ぐらいまでは、しゅんせつをして、砂利を川の外に出していたんですけども、最近、去年あたりも今年もそうですけれども、中の砂利を川の土手側に寄せるだけという形になっていて、非常に川床が浅くなっている。それから川の幅も狭くなっているという現状にあります。災害、水害が起こるのではないかと、多量の雨が降った時に危険な状態になるのではないかと心配しているところでもあります。その辺のところも、県にしゅんせつ、整備について強く要望していただきたいと思えます。

それから、都市計画道路の浦島造道線の事業に着手するという——ここにも掲載されていますけれども、長い間、線が引かれただけになって、整備の着手がされていません。あそこに工業高校もできて、自転車通学する高校生も増えているということも以前にも述べたことがありますけれども、歩道も本当に1メートルもないような危険な状態で、側溝の幅だけの歩道というようなものがついている部分もたくさんありますので、歩行者、それから通学生の安全確保のためにも、この整備を急いでいただきたいということを、ぜひ強く要望していただきたい。

以上でございます。

○神山昌則委員長 要望でよろしいですね。ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

初めに、「事故の報告について」報告を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 都市公園内の樹木の倒木に起因して発生した事故について、お手元に配付しております資料に基づき、御報告いたします。

資料を御覧ください。

事故の発生は、令和4年8月16日火曜日、正午頃に、桜川二丁目にあります桜川西公園におきまして、園内に植樹されております樹木、イヌエンジュが倒木しまして、道路を挟んで隣接する住宅のカーポートの支柱を損傷したものであります。

なお、今回の事故につきましては、幸いけが人はなく、市が加入している保険の引

受会社と協議しながら相手方と交渉中であります。

事故の報告は、以上でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市指定排水設備工事業者の処分について」報告を求めます。水道部長。

○横内修水道部長 青森市指定排水設備工事業者の処分について御報告いたします。

資料を御覧ください。

「1 処分対象業者」は井尻住設、「2 違反行為」は、排水設備工事の無届工事1件であり、「3 施工内容」は、令和4年5月施工の三内字沢部地区における一般住宅の排水工事であります。

「4 経過」であります。5月中旬の工事着手の前段で、当該業者において申請書等の事務手続を行っていた責任技術者が入院し、この担当者からの引継ぎがなされず、申請がなされないまま、5月下旬に現場の工事のみが進捗し完成に至ったもので、6月中旬に無届工事が発覚したものです。去る7月13日には、当該業者より事実確認書を受領し、同月25日に青森市指定排水工事業者の処分に関する要綱の規定に基づき、処分審査委員会を開催し、処分内容を審議しております。

「5 処分」は、指定排水設備工事業者による無届工事は、別紙として添付しております青森市下水道条例第6条第2項の「指定業者は、管理者が承認した書類に基づき工事を施工しなければならない。」とする規定に違反していることから、同条例第12条第1項第1号及び青森市指定排水設備工事業者の処分に関する要綱別表第1の審査項目により違反点数80点を付与し、別表第2の処分等に関する基準より2か月の指定停止とすること、また、次のページとなりますが、(2)青森市下水道条例第44条第2号に規定する「第6条第1項又は第2項の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を施行した者」に該当することから5万円の過料を科すこととしたものです。

「6 処分日」は、令和4年8月24日としております。

このような無届工事を防止するためには、指定業者の法令順守に係る意識の向上が必要となりますことから、本市指定排水工事業者に対し開催している業者説明会や文書を通じて諸手続の徹底を継続して指導してきたところでありますが、この度の処分事案発生を受け、改めて法令順守の徹底等について業者指導を強化し、無届工事の防止に努めてまいります。

報告は以上でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「新車バスの購入について」報告を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 それでは、新車バスの購入について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

交通部において、今年度購入予定の大型ノンステップバス5両に係る物品供給契約を締結しましたので、その概要について御報告いたします。

去る8月19日、バスの販売事業者3者による指名競争入札を行った結果、青森日野自動車株式会社が、税込み1億5774万円で落札し、8月23日に契約を締結したところであります。

車両の主な仕様につきましては、定員78人の大型ノンステップバスで、車いすやベビーカーでの乗車に対応した広い通路幅を有するほか、アイドリングストップアンドスタートシステム及びドライバー異常時対応システムを装備しており、人にも環境にも優しいバスとなっております。

このたびの購入による、青森市交通部のノンステップバスとワンステップバスを合算した低床バスの導入割合は、87.1%となる予定であります。

今後も、老朽化による車両の更新に合わせ、計画的なノンステップバスの導入により、バリアフリー化の推進を図り、安全で信頼のあるサービスの提供に努めてまいります。

報告は以上です。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 このほか、委員の皆さんから、御意見等はございませんか。藤原委員。

○藤原浩平委員 造道小学校から野内川までの元JRの線路があったところを緑地にして遊歩道が作ってありますけれど、あそこの遊歩道の、随所、至るところって言ったら、もう大げさじゃありませんけれども水たまりがひどい。歩ける状態ではないという状況がずっとあって、地域の住民からも、水たまりを解消してほしいという声が寄せられましたので、お尋ねしますけれども、県病のすぐ海手側、裏側といいますか、そこの遊歩道は、アスファルトを敷いて側溝も設置されています。

それから、その東側の部分はアスファルトはないんですけれども、側溝だけ一部整備されている状態で、残りは碎石の粉というか、細かい砂利を入れて、水たまりを防止するような形でやっているようですけれども、あそこに最初から敷設された排水炉が埋まってしまって、水はけが非常に悪いという状態もありますし、晴れていても、ドロドロになっている部分もあるほど、ひどいところもあるんです。この水たまり解消について、せつかく一部の側溝などもやっているんですから、何かそ

それを延長して改善する方向性を持っているのではないかと思うんですけども、改善計画等があったら教えてください。

○神山昌則委員長 ただいまの御質疑に対して、どなたか。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 遊歩道の水たまりの件ということでありますが、基本的に市ではパトロールをしながら、排水路の埋まっている場所の清掃管理をして、程度が悪いところについては、現在、碎石とか、そういう形で埋めているような状態にしているところです。

ただ、今年度は大雨が非常に長く続いてしまったということもあって、いつも以上に、水たまりの状況が悪いってことは確認させていただいています。いずれにしましても、今現在、いつからいつまでどういう形でという計画的な排水路の整備等ということは持っておりませんので、その辺は地域の住民の皆様のお声を聞きながら、適切に考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○神山昌則委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 この課題は長い過去があって、これまでも指摘されてきたんですけども、なかなか抜本的な解決がされてこなかったという経緯もあるんです。

本当に、道路全部が水たまりになってしまっているものですから、道路の外側、緑地に草が生えているところを一段高いですから、人が歩くと。人が歩いてそこがもう新しい道になっているというような状態もあるわけです。子供たちや通勤の人たちもあそこを歩いて使っている道路でもありますので、そういう意味では、交通安全の面からも、利用者の利便を図る上でも、それから景観上も、あの水たまりを放置しておくのは本当恥ずかしいくらいだと思いますので、しっかりと対応を練っていただきたいと。強く要望しておきたいと思えます。

○神山昌則委員長 要望ですので、よろしくお願いします。ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 この際、私から申し上げます。

既に御承知のように、今定例会が任期中最後の定例会となりますが、来る10月及び11月の常任委員協議会は慣例によりまして、特段の事情がない限り開催しないこととしたいと思います。あらかじめ御了承のほど、よろしくお願いいたします。

○神山昌則委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)